

〔商品概要説明書〕

海岸通支店専用「定期預金（大口定期預金）」

(平成26年3月17日現在)

1. 商品名	海岸通支店専用「特別金利定期預金（大口定期預金）」
2. 預入対象	個人のお客さま
3. 期間	1年・3年（自動継続式のみ） ※但し、3年ものはテレホンサービスでのお預け入れに限ります。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) その他	一括預入 1,000万円以上 1円単位 総合口座式のみ
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	預入時の「海岸通支店専用」インターネット金利を満期日まで適用します。 (満期日以降は、満期日の「海岸通支店専用」インターネット金利で継続いたします) ①<預入期間1年もの>満期日以後に一括して支払います。 ②<預入期間3年もの> 中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率の70%、小数点第4位以下切捨）により計算します。 付利単位を1円とし1年を365日として日割計算します。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率、貸越限度は担保定期預金の90%以内で200万円を上限とします。)

<p>9. 中途解約時の取扱い</p>	<p>満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。</p> <p><預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合> 次の利率のうち一番低い利率（下限は0%とします。）</p> <p>① 解約日の普通預金利率</p> <p>② 約定利率 － 約定利率×30%</p> <p>③ 約定利率 － $\frac{(\text{基準金利}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$</p> <p><預入日の6か月後の応当日以降に解約する場合> 次の利率のうち一番低い利率（下限は0%とします。）</p> <p>① 約定利率 － 約定利率×30%</p> <p>② 約定利率 － $\frac{(\text{基準金利}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$</p> <p>※ 基準金利とは解約日にこの預金の元金を記載の満期日まで新たに預入とした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。詳しくは窓口にお問い合わせください。</p>
<p>10. その他参考となる事項</p>	<p>①満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</p> <p>②マル優の取扱いはできません。</p> <p>③利息には個人の方の場合は源泉分離課税（20%）が課税されます。 平成25年1月1日～平成49年12月31日までに受け取る利息については、20.315%の税金がかかります。</p> <p>④金利については当行ホームページもしくは窓口にお問い合わせください。</p>

当行が契約している指定紛争解決機関
一般社団法人全国銀行協会
連絡先 全国銀行協会相談室
電話番号 0570-017109（一般電話から）
または 03-5252-3772（携帯電話・PHSから）